

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波応援イベント（冠事業）取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、全国都市緑化フェア in 京都丹波の開催について住民をはじめとした地域、各種団体等とともに祝うとともに、市町内外に発信するため、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波応援イベント(以下「冠事業」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、冠事業とは、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波(以下「京都丹波フェア」という。)を記念する旨をその事業の名称に冠して実施する事業をいう。

（基準等）

第3条 冠事業の承認を受ける事業は、次に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

- (1)令和7(2025)年2月21日から令和8(2026)年11月8日の期間に実施すること。
 - (2)京都丹波フェアの広報・宣伝に効果的なものであること。
 - (3)亀岡市、南丹市、京丹波町(以下「2市1町」という。)内の団体や企業等が実施するもので、住民が参加することができるものであること。
 - (4)特定の個人、団体その他特定のものを宣伝し、支持し、又は援助するものでないこと及びその意図がないものであること。
 - (5)入場料、参加料等は、社会通念上低廉であること。
- 2 京都丹波フェア実行委員会(以下「会長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業は、冠事業の承認を行わないものとする。
- (1)京都丹波フェア実行委員会の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある事業
 - (2)特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又はこれらに反対すると認められる事業
 - (3)暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
 - (4)入場料、参加料等から営利的又は宣伝の意図があると認められる事業
 - (5)法令や公序良俗に反する事業又はその恐れがある事業
 - (6)その他冠事業の承認を行うことが不相当と認められる事業
- 3 会長は、2市1町で設置されている「京都・かめおか観光PR大使」及び「南丹市文化観光大使」又は「京丹波町観光大使」が実施し、又は参加する事業において、会長がそれぞれの大使の役割を果たせると認めるものであるときは、第1項第3号から第5号まで及び前項第4号の規定に関わらず、冠事業の承認を行うことができる。

(表示)

第4条 事業の名称に京都丹波フェアを記念する旨を冠するときは、「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波記念」又は「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波記念事業」等と表示する。

(事業の申請)

第5条 冠事業を実施しようとする者は、当該事業開催日の30日前までに申請書(様式第1号)に事業概要書その他の会長が必要と認める書類を添えて会長に申請しなければならない。

2 既に2市1町の首長若しくは教育委員会の後援名義等承諾を得ている事業又は、2市1町が主催若しくは共催する事業については 届出書(様式第2号)を提出するものとする。

(事業の承認)

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、承認の可否を決定したときは、冠事業承認(不承認)書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により、承認通知のあった事業について、事業内容に変更が生じた場合は遅滞なく事業変更承認申請書(様式第4号)により申請しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 会長は、冠事業が第3条第1項に掲げる基準を満たさなくなったとき若しくは同条第2項に掲げる事業に該当したとき又は事業内容に偽りがあると認められるときは、冠事業の承認を取り消し、冠の表示を中止させることができる。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより損害が生じた場合は、京都丹波フェア実行委員会は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第8条 冠事業を実施する者は、当該事業が完了したときは、冠事業実施報告書(様式第5号)を速やかに会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認め、当該事業の適正な履行が確認されたときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年2月21日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限りその効力を失う。